

第 161 号 (2019 年 7 月)

※ 読みたい記事のタイトルをクリックしてください。

■ エグゼクティブ・サマリー

■ 特 集

- ◆ 最近の自由貿易試験区の改革・開放措置
三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 国際アドバイザー事業部 …………… 1
- ◆ 第 2 回「一带一路」国際協力サミット開催
～インフラ、貿易、金融、産業協力を進展が顕著
MUFG バンク（中国） 中国投資銀行部 中国調査室 …………… 7

■ 経 済

- ◆ 中国経済の現状と見通し
三菱 UFJ 銀行 経済調査室…………… 15

■ スペシャリストの目

- ◆ 税務会計:税関のロイヤルティ課税の最新動向～ロイヤルティ支払後 30 日以内に税関へ
自主納税申告しない場合、延滞金が科されることを明確に
KPMG 中国 …………… 18

■ MUFG 中国ビジネス・ネットワーク

エグゼクティブ・サマリー

特集 「最近の自由貿易試験区の改革・開放措置」

- ◇自由貿易試験区（自貿区）は、2013年9月に上海に設立されて以来段階的に拡大し、現在、全国12の省・直轄市に設立されている。試行期間は、当初、上海自貿区では2～3年とされていたが、その後延長され、後発の自貿区とともに2020年が期限とされている。
- ◇自貿区の目的は、公式には貿易・投資の自由化に向けた改革・開放を行う「試験田」とされているが、本来的な目的は中国全体の改革・開放を促し、中国がハイレベルの自由貿易協定や経済連携協定に参加できる条件をつくることと思われる。
- ◇これまでに各自貿区は行政管理体制改革、貿易利便化、投資制限緩和、金融自由化の4つの面で様々な措置を試行してきたが、目標達成に向けて未だ課題は多く、特に、サービス貿易と金融の自由化は重要。なお、自貿区の改革・開放措置は既に100項目以上が全国に展開されているが、今後は全国展開を加速することも必要だろう。

特集 「第2回『一带一路』国際協力サミット開催

～インフラ、貿易、金融、産業協力を進展が顕著

- ◇中国と中央アジアを結ぶ「シルクロード経済ベルト」（一帯）と中国からインド洋へ抜ける「21世紀の海のシルクロード」（一路）から成る「一带一路」建設構想が提唱されてから約5年が経つ。今年4月末で中国と「一带一路」建設の協議書を締結した国は137か国に達する。
- ◇この構想は、政策、インフラ、貿易、資金、民心の5分野における国際協力を核心とするほか、第三国市場における産業国際協力にも重点を置く。「第三国市場協力」は、中国の生産能力、先進国の高度な技術力、「一带一路」沿線国を中心とした発展途上国のニーズをマッチングさせることで協力の効果を最大化しようとするもので、中国は日本を含む10か国以上と協力で合意している。
- ◇中国経済は新常态に入り、発展モデルの転換に直面する一方、中米貿易摩擦は長期化の様相を呈し、国際貿易の枠組み、サプライチェーンの再構築が予想される中、政府が今年の経済目標に挙げる「輸出市場の多元化」「『一带一路』における国際協力推進」は、貿易摩擦の対応策の一つとしても考えられる。

経 済 「中国経済の現状と見通し」

- ◇2019年1-3月期の実質GDP成長率は前年比+6.4%で、昨年後半に同+6%半ばまで減速したペースを今年に入っても維持した格好。政府のデレバレッジ（過剰債務削減）から景気安定への方針転換に基づく内需挺入れ策の効果が、対米輸出品に対する追加関税の悪影響を相殺したとみられる。
- ◇今後、米中間の制裁関税の応酬激化から、中国経済へのダメージは一段と大きくなる公算が高まっているが、当面、中国政府には金融・財政等多方面からの景気対策で大幅な成長減速を回避する余力があると見られる。
- ◇但し、債務増による「チャイナリスク」の肥大化、米政府による制裁の一段の激化で、企業のサプライチェーン変更等に伴うマイナスインパクトが膨らむ可能性については注視を要する。

スペシャリストの目

税務会計 「税関のロイヤルティ課税の最新動向～ロイヤルティ支払後 30 日以内に税関へ自主納税申告しない場合、延滞金が科されることを明確に」

◇近年、輸入貨物に関わるロイヤルティの課税に対する税関の関心が高まっている。税関総署は 2019 年 1 月 23 日付けで「ロイヤリティ事後納税申告」という管理コードを増設し、同 3 月 27 日付けで「ロイヤルティの納税申告手続き関連問題についての公告」(58 号公告)を公布した。

◇58 号公告では、輸入貨物に関わるロイヤルティが存在するか否かを通関申告書に記入すること、通関申告時に課税すべきロイヤリティを支払っていない場合、後日支払った後 30 日以内に納税申告手続きを行うこと、申告が不適切であった場合、滞納金が発生することなどを規定している。

◇ロイヤリティの事後納税手続きには、税関価格評価に関するより高い専門知識が求められ、提出資料も内容が複雑でその数も多く、申告期限も短いため、滞納金が発生しないよう、企業は事前に主管税関と具体的な申告手続きについて確認することが望ましい。

～アンケート実施中～

(回答時間: 10 秒。回答期限: 2019 年 7 月 25 日)

<https://s.bk.mufg.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=0DLbZ7>



最近の自由貿易試験区の改革・開放措置

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
コンサルティング事業本部 国際アドバイザー事業部
シニアアドバイザー 池上隆介

2013年9月に上海に自由貿易試験区（以下、自貿区という）が設立されてから、まもなく満6年となる。この間、自貿区は広東、天津、福建（15年4月）、遼寧、浙江、河南、湖北、重慶、四川、陝西（17年3月）、海南（18年4月）と3回にわたり全国12の省・直轄市に拡大されてきた。

自貿区では、様々な改革・政策措置が試行されている。その試行期間は、当初、上海自貿区では「2、3年」とされていたが、その後延長され、後発の各自貿区とともに2020年が期限とされている。こうした中で現在、自貿区は何を目標としているのか、その目標に対してどういう位置にあるのかを見てみたい。

自貿区の目的と目標

自貿区の設立目的は、公式には貿易・投資の自由化に向けた改革・開放を行う「試験田」とされている。しかし、本来的な目的としては、中国全体の改革・開放を促し、中国がハイレベルの自由貿易協定や経済連携協定に参加できる条件をつくることと思われる。

初めて上海に自貿区が設立された2013年当時は、日米両国がリードするTPP（環太平洋パートナーシップ協定）などの高度な自由化をめざす多国間協定の交渉が進展する一方、米国との二国間投資協定の交渉が加速しており、それが自貿区設立の決め手になったと見られる。

自由貿易協定や経済連携協定によって形成される自由貿易圏（Free Trade Area）に入れば、加盟国・地域への市場アクセスやグローバルな産業チェーンへの参加が容易になるだけでなく、国際的な経済・貿易ルールの制定にも参与できる。こうした国家の方針から、自貿区の改革・開放措置は中央が主導している。2013年の上海自貿区から18年の海南自貿区まで、各自貿区の全体計画はすべて国務院から発表されている。

もともと当初は自由貿易圏への参加ということは、あまり表に出ていなかった。上海自貿区の最初の全体計画では、発展目標は「国際レベルの投資・貿易が便利、通貨兌換が自由、行政管理が高効率・迅速で、法制環境が規範化された区域を建設する」とされ、自由貿易圏への参加をめざすような表現は使われていない。そのため、当時の自貿区に対する見方は、数ある開発区の1つ、あるいは保税区域のアップグレード版というものが多かった。

また、上海の自貿区が設立された後、中国がTPPへの参加を見送り、また米国にトランプ政権が誕生して中米投資協定が頓挫したこともあって、活動が停滞したように見えた時期もあったが、これもそうした見方を裏付けることとなった。例えば、2013年の上海自貿区設立と同時に実施された「外商投資ネガティブリスト」は、14年、15年、17年、18年と4回改訂され、これに記載される外商投資を制限または禁止するプロジェクトは、当初の190項目から現在の45項目へと約4分の1になったが、17年の改訂までは減少のテンポは遅かった。

しかし、2015年以降に発表された各自貿区の全体計画では、いずれも「国際投資・貿易ルールに整合した制度・システムを確立」することがうたわれ、自由貿易圏への参加が強く打ち出されてい

る。その自由貿易圏とは、現在交渉中の ASEAN10 カ国と日本・中国・韓国・オーストラリア・ニュージーランド・インドによる RCEP (東アジア地域包括的経済連携)、日中韓自由貿易協定、中国 EU 投資協定だろう。

一方、“一带一路”も緩やかな広域経済圏をめざすものといえるが、自貿区にはそれへの貢献の役割も与えられている。最近の自貿区の重点措置の中には、関係国の税関との「国際貿易“単一窓口”」の接続による情報共有の推進、外国の航空会社への河南・西安両空港の利用の推薦、中国とヨーロッパを結ぶ国際貨物列車での速達郵便の定期輸送、国際鉄道輸送貨物 B/L への L/C 決済機能の付与、石油などの大口取引商品の輸入での人民元決済の推進などがあげられている (注 1)。

現在は、自貿区自体は「試験」の文字を外した自由貿易区 (Free Trade Zone) とし、その中で条件のある自貿区については自由貿易港 (Free Trade Port) とすることを目標に掲げている。

2017 年 10 月に開かれた中国共産党 19 回全国代表大会での報告で、習近平総書記は「自由貿易試験区により大きな改革の自主権を付与し、自由貿易港の建設を模索する」と述べている。さらにその翌 11 月には、汪洋副総理が『人民日報』に「全面的開放の新構造形成を推進する」という文章を発表し、その中で「自由 (貿易) 港は一国・地域の中に設けられた『境内関外』(域内に所在する関税上の域外) の、モノ・カネ・ヒトの出入りが自由な、大多数の商品が関税を免除される特定区域で、現在、世界中で開放レベルが最も高い特別経済機能区」であると述べ、自由貿易港の設立を推進する考えを示している (注 2)。

自貿区の試行措置

これまで各自貿区とも、貿易・投資の自由化に向けて、行政管理体制の改革、貿易の利便化、投資の制限緩和、金融の自由化の 4 つの面で様々な試行措置が採られている。

最も先行している上海自貿区では、基本的計画 (2013 年開業時の全体計画、15 年と 17 年の改革・開放実施計画) に記載される改革・開放措置だけで 85 項目ある。そのほか、税関総署や中国人民銀行などからも個別分野の支援措置が発表されており、これらが合計 125 項目である。これらの項目の中には複数の個別項目をまとめて記載されているものがあり、細分化すると 500 項目以上に上ると見られる。

上記の 4 つの面での試行措置のうち、それぞれ代表的なものは以下の通りである。

1) 行政管理体制の改革

この面で広範な企業に影響を及ぼしている措置としては、「証照分離」改革があげられる。これは、企業の事業や業務に関わる行政許可 (「証」) の取得を設立時の営業許可証 (「照」) 取得の条件としないということを趣旨とするもので、従来、審査・許可を行っていた多数の行政許可事項を、取り消し、届出への変更、あるいは「告知承諾制」(行政機関が企業にあらかじめ許可条件を告知し、企業がそれを承諾して申請すればその場で許可する制度) の実施などに変え、企業の事業の立ち上げをスムーズにしようとするものである。

この改革は、2016 年 12 月から上海自貿区と浦東新区で始まり、その後、各自貿区にも拡大されている。この改革により、企業の設立から事業立ち上げまでの時間は、早ければ 1 週間程度と以前よりも大幅に短縮されている。

2) 貿易の利便化

この面での代表的な措置は、税関と他の行政機関をネットで結んだ「国際貿易“単一窓口”」という専用ネットの開設・運用で、輸出入手続きを 1 回の申請でできるようにしたことである。上海自貿区では現在までに 25 機関を結び、ネット上で、通関・検疫申告、輸出入許可証書や原産地証書の

申請・受領、輸出入税・行政費用の支払い、増値税輸出還付申告が可能になり、また港湾での貨物の状態や引き渡しなどの情報の検索もできるようになっている。これにより、輸出入手続きから貨物の受け渡しまで 2014 年の運用前には数日かかっていたのが半日以内に短縮され、物流コストも大幅に下がった。このシステムは、上海自貿区だけでなく上海のすべての港で運用されている。他の自貿区でも同様である。

また、自貿区の「税関特別監督管理区域」(以下、保税区域という)での保税貨物と非保税貨物の混在保管、国外への混載輸出、国内区域外への仕分け配送を認め、その後の注文書により最終的に課税・非課税を判定する税関の管理方式がある(「倉庫保管貨物状態別監督管理」という)。これにより、区域内の倉庫企業の取り扱い貨物が増えるとともに、国内企業も保税倉庫と内国貨物倉庫に分けて貨物を預ける必要がなくなり、大幅なコスト低減が実現した。この管理方式は 2016 年 11 月から全国の保税区域でも実施されている。

同様に、保税区域での貨物を先に区域内に搬入し、後で通関する方式(「先入区、後通関」という)も、区域内の貿易企業に大きな利便を与えるものとなっている。これも 2018 年 5 月から全国の保税区域に拡大、実施されている。ほかにも、保税区域での貨物を分けて出し入れし一定期間後にまとめて税関に申告する方式(「批次進出、集中申報」という)や保税貨物の自社輸送を認める措置が採られている。これらはいずれも 2017 年 2 月に中国も加盟して発効した WTO 貿易円滑化協定に規定される措置だが、中国政府はすでにそれを超える措置を実現したとしている。

3) 投資の制限緩和

投資の面では、外商投資ネガティブリストと外商投資企業の設立・変更での届出制による外資管理方式がある。この管理方式は、2013 年 9 月の上海自貿区の開業と同時に実施されたが、当時は米国との投資協定交渉の最中で、直前の両国政府間協議でこれらを投資協定交渉の前提とすることで合意したことから導入されたと見られる。

ネガティブリストは、上記の通りこれまで 4 回改訂され、18 年版では 45 項目となっている。外商投資企業の設立・変更での届出制は、ネガティブリストに記載されるプロジェクトは従来通り商務部門の認可取得が必要とされているが、ネガティブリストにない大部分のプロジェクトについては所定の申告表と若干の書類を専用ネットで送信するだけとなっている。

これらの管理方式は、2016 年 10 月からは全国でも実施されている。ただし、ネガティブリストは自貿区版と全国版が別に制定されている。現行の 18 年版では大部分の項目が重複しているが、2020 年の試行期限までは別々のままで、自貿区版が全国版を開放度で一步先行していくと見られる。

4) 金融の自由化

金融面での代表的な措置としては、上海自貿区での「自由貿易口座」の運用があげられる。これはオフショア口座の扱いで、国外との人民元・外貨での支払い・受け取りが自由にできるものである。この口座の開設が認められるのは、2014 年 5 月に人民銀行から実施規則が発表された当初は、自貿区内に設立された企業、区内で 1 年以上勤務する中国人と外国人とされていたが、16 年 11 月からは上海市で科学技術革新事業に従事している企業と個人(外国のハイレベル人材を含む)にも拡大されている。

ただし、国内区外にある従来の種類別の口座との振替・両替は、国外との取引と同様で、国内区外での経常項目の取引や投資などの実需がある場合に限られている。国外から自由貿易口座に振り込まれた外貨借入金を国内区外の口座に移す場合は外債と見なされ、その資金で国内の借入金を返済する場合には、国内の借入銀行に口座があることと、借入期間が 6 ヶ月以上のものであることが条件とされるなど、制限が設けられている。

そのほか、上海・広東・天津・福建の各自貿区で、すべての外商投資企業と内資企業に外債の自

由意志による人民元への両替、同じく投融資専用口座を通じた国外への投融資での人民元・外貨の自由な両替、企業の信用格付（貨物貿易外貨管理等級）が A 類の企業に輸出外貨収入の決済口座への直接入金を許可したこと（いずれも 2015 年 12 月から実施）などは、区内企業に大きな利便をもたらしている。なお、外債の自由意志による人民元への両替は、2016 年 6 月から全国で実施されている。

自貿区の最新の改革・開放措置

<建設分野の開放措置>

- ・外商投資建設工事設計企業に対する外国籍技術者の比率要求（登録建築師・施工師と技術幹部の人数が全体の 1/4 以上）を緩和。
- ・建築工事関係の許可権限（建築工事施工許可、安全生産許可等）を自貿区に委譲。
- ・外商投資建築業企業の資質許可について省級以下の権限を自貿区に委譲。
- ・自貿区の外商独資建築業企業に対する所在省・市での中外共同建設プロジェクト請け負いで投資比率制限（外資比率 50%以上）を取り消し。
- ・自貿区の外商投資工事設計企業に対する初回資質申請時の投資者の工事設計業績要求を取り消し。

<医療分野の開放措置>

- ・自貿区内の社会資本による医療機構に対する乙類大型医療設備の設置許可手続きで「告知承諾制」（許可部門が告知する許可条件を承諾すればその場で許可を出す制度）を実施。
- ・自貿区内の医療機構に、幹細胞臨床最先端医療技術研究プロジェクトの実施を許可。

<知的財産権保護の関連措置>

- ・自貿区内に商標登録の受理窓口を設置。
- ・自貿区内に商標権の質権登記の受理ポイントを設立。
- ・有限責任制の特許代理機構を新設する場合の特許代理機構への出資者要件を緩和（特許代理人資格保有者が 5 分の 1 以下の条件で、満 18 才以上で専門業務が可能な中国公民の出資を許可）。

<貿易利便化の関連措置>

- ・税関特別監督管理区域（以下、保税区域という）外での国外向け航空機メンテナンス業務に対する保税管理を支持。
- ・条件に適合する自貿区試験区での自動車並行輸入の試行を支持。
- ・自貿区に自由輸出入技術の契約登記の管理権限を授与。
- ・自貿区でのエネルギー、工業原材料、大口取引農産物等の国際貿易プラットフォーム、現物取引市場の建設を支持。
- ・美術品の保税区域での保管における税関届出時の省級文化部門の許可文書の提出を取り消し。
- ・自貿区での税関税額保証保険の試行を支持。
- ・自貿区での並行輸入自動車の保税保管業務の試行を支持。
- ・自貿区での非特定用途化粧品輸入時の審査・許可を届出に変更。
- ・中国に初めて輸入される薬品・生物製品の専用港の設立を支持。

<金融の自由化の措置>

- ・自貿区での保険公司分支機構の許可手続きを簡素化、自貿区内企業の保険ニーズに関する情報共有プラットフォームを構築。
- ・自貿区内の銀行に国外機構向けの人民元派生商品の販売を許可。
- ・各自貿区で銀行口座システムに適合した人民元クロスボーダー業務を行うことを支持。
- ・自貿区内の銀行に国外機構と国外プロジェクト向けの人民元貸付を奨励。
- ・銀行の貿易決済での真実性審査の書類を取引証憑から貿易契約に変更することを許可。
- ・条件のある自貿区で、知的財産権の証券化の試行を支持。

＜労働分野の改革措置＞

- ・ 自貿区内の製造企業に対し、業務任務達成を期限とする労働契約、短期固定期間労働契約の締結を支持。同じく研究開発センターに対し、労務派遣労働者の採用を許可。
- ・ 自貿区内での外資人材仲介機構の設立の許可権限を自貿区に委譲。
- ・ 外国人留学生に対する国内での就労制度を研究、制定。
- ・ 非医療技術者による医療機関での漢方医学による病気治療外の治療サービス提供の試行を奨励。
- ・ 自貿区での柔軟な就業形態による雇用の管理・サービスの試行を支持。

注：“一带一路”関係と香港・マカオ・台湾地区関係を除く。

出所：「國務院の自由貿易試験区の改革深化・革新の若干の措置に関する通知」（国発〔2018〕38号、2018年11月7日発布・実施）

今後の課題

自貿区ではこれまで様々な改革・開放措置を試行してきたが、その現状は、「世界中で開放レベルが最も高い特別経済機能区」である自由貿易港に発展させ、またハイレベルの自由貿易圏への参加に向けて中国全体の貿易・投資の自由化を促進する役割を担う自由貿易区を建設するという目標からすれば、課題はまだ多いといえる。特に以下の面での自由化が重要と思われる。

第1は、サービス貿易（国境を越えるサービスの提供）の自由化である。これまでの自貿区の改革・開放措置は、主に貨物貿易と投資に関するもので、サービス貿易に関するものはほとんどない。

WTOのサービス貿易協定（GATS）では、サービス貿易を越境取引（国外からのサービス提供）、国外消費（国外でのサービス提供）、現地拠点を通じたサービス提供（国外での現地法人・支店の設置によるサービス提供）、人の移動（国外に人を派遣してのサービス提供）の4つの形態に分類されているが、最近の自由貿易協定や経済連携協定はこれを踏襲した上で、サービス貿易のネガティブリストで具体的に自由化を約束する方式が一般化している。

これに照らせば、自貿区では越境取引と人の移動によるサービス提供に関わる開放が遅れている。越境取引では、金融サービスやインターネットを通じたサービス（例えばデジタル製品の配信、遠隔医療、遠隔教育など）の開放への取り組みが見られない。

この点、上海自貿区では2018年11月から「越境サービスネガティブリスト」を制定、実施しているが、その内容は中国の関係法の現行規制をまとめたものである（注3）。このうち、金融サービスについては、中国国内での保険業務に従事する場合は中国に保険会社を設立しなければならない（再保険、国際運輸保険、商業保険ブローカー業務等の越境取引を除く）、同じく非金融機構決済業務に従事する場合は中国の有限責任会社または株式会社としなければならないとされている。インターネットを通じたサービスについては、「重要な情報インフラ施設の運営者が運営中に収集、発生した個人情報および重要データは、中国国内に保管しなければならない」と事実上、越境取引を禁止しており、教育サービスについても越境取引である遠隔教育を禁止している。医療サービスについては、外国医師の中国での短期滞在による医療従事について登録と許可証取得を必要とするこののみが記載されている。

一方、人の移動によるサービス提供については、最近の重点措置（上記の表）に一部関連措置が盛り込まれるなど緩和の動きが見られるが、現行の規制は自由化のレベルからは程遠い。

第2は、金融の自由化、特に資本項目下の両替制限の緩和である。上記のように、「自由貿易口座」を通じた自貿区と国外との資金移動は自由化されたが、国内区外の口座との移動は依然として厳しく制限されている。

ただ、2019年2月から上海自貿区では、資本項目下の外貨収入（外商投資企業の資本金、国内企

業の外債資金、国外への証券投資で国内に回収した資金など)の人民元への両替については、上海自貿区では2019年2月から銀行の事前審査を経ずに依頼書を提出するだけで両替ができるようになった。これは資本項目下の両替自由化に向けた大きな一歩といえるが、対象企業が自貿区内に登録している貨物貿易外貨管理分類がA類の企業だけに限定されており、他の自貿区では実施されていない。

そのほか、知的財産・知的財産権の保護も、最近の重点措置の中にいくつか具体的な措置があげられているが、まだ不十分である。

なお、中国国内の改革・開放を促すという点では、これまで2014年12月から19年4月まで5回にわたって100項目以上の自貿区の改革・開放措置が全国に“複製”、展開されている。ただ、その多くは税関の措置で、実施範囲も保税区域に限定されている。また、金融自由化の措置については、個人の経常項目での人民元決済の許可、外商投資企業の外貨資本金の人民元両替の制限撤廃、同じく外貨登記の銀行での手続きへの委譲、ファイナンスリース会社への商業ファクタリング業務の許可、同じくリース料の外貨受取手続きの簡素化があるくらいで、資本項目下の両替制限の緩和についてはまだ動きがない。今後は全国展開を加速することも必要だろう。

今後、2020年の試行期限までにどれだけ自由化が進むのか、注目しておきたい。

(注1)「国务院の自由貿易試験区の改革深化・革新の若干の措置に関する通知」(国発〔2018〕38号、2018年11月7日発布・実施)。原文は中央人民政府ポータルの下記サイトに掲載されている。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2018-11/23/content_5342665.htm

(注2) 汪洋副総理の文章については、『中国共産党新聞網』の下記サイトをご参照。

<http://cpc.people.com.cn/n1/2017/11/10/c64094-29637658.html>

(注3)「中国(上海)自由貿易試験区越境サービス貿易特別管理措置(ネガティブリスト)(2018年)」(上海市政府公告2018年第1号、2018年9月29日発布、同年11月1日実施)。原文は上海市政府の下記サイトに掲載されている。

<http://www.shanghai.gov.cn/nw2/nw2314/nw2319/nw12344/u26aw57055.html>

(執筆者連絡先)

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
コンサルティング事業本部 国際アドバイザー事業部
池上隆介

住 所：東京都港区虎ノ門5-11-2

E-Mail：r-ikegami@murc.jp TEL：03-6733-3948

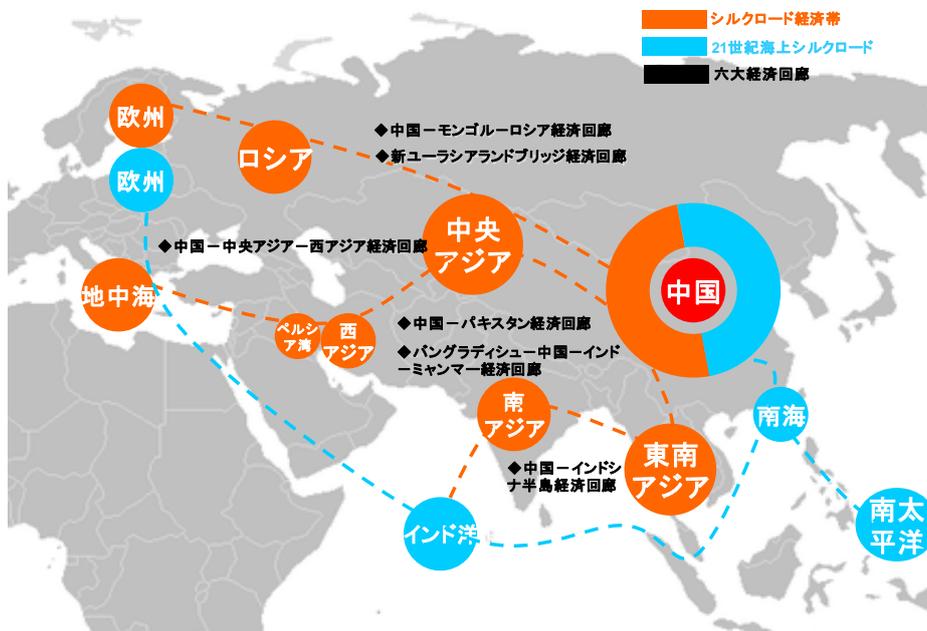


**第2回「一带一路」国際協力サミット開催
～インフラ、貿易、金融、産業協力を進展が顕著**

MUFG バンク (中国)
中国投資銀行部 中国調査室
于 瑛琪

2019年4月25日~27日、第2回「一带一路」国際協力サミットが北京で開催された。第2回サミット参加国の規模は2017年の第1回サミットより拡大し、会議の内容も多元化・具現化している。中国の「一带一路」構想の行方は再び世界から注目を浴びている。

【図表1】「一带一路」構想の概況



(出所)「シルクロード経済帯と21世紀海上シルクロードの共同構築を推進する青写真と行動プラン」より MUFG バンク (中国) 中国調査室作成

【図表2】「一带一路」参入国の概況

地域	発展水準	低所得国	低中所得国	高中所得国	高所得国	総計
サブサハラアフリカ		17	10	4	1	32
南アジア		2	4	1	0	7
中東と北アフリカ		2	4	6	8	20
東アジア・太平洋		5	11	0	4	20
欧州・中央アジア		1	5	14	15	35
ラテンアメリカ・カリブ海地域		0	2	10	7	19
総計		27	36	35	35	133

(出所) 一带一路ホームページの公開情報より MUFG バンク (中国) 中国調査室作成

中国と中央アジアを結ぶ「シルクロード経済ベルト」(一带)と中国からインド洋へ抜ける「21世紀の海のシルクロード」(一路)という「一带一路」構想が2014年11月に開催されたアジア太平洋経済協力会議(APEC)の首脳会議で初めて提唱されてから、5年間近く経過した。当初、「一带一路」構想はAPEC諸国の協力基盤としてAPEC参加国の21か国を中心に構築されたが、現在では、全世界に注目される国際構想となっている。2019年4月末時点で、「一带一路」建設で

中国と協定書を締結した国は 137 か国に達し、参加国家の地域分布は従来のアジア・欧州からアフリカ、ラテンアメリカ、南太平洋へと拡大している。

2015年3月に打ち出された「シルクロード経済帯と21世紀海上シルクロードの共同構築を推進する青写真と行動プラン」(国家発展改革委員会、外交部、商務部が共同発表)では、「政策、インフラ、貿易、資金、民心」の5分野における疎通・協力(「五通」)を「一带一路」構想の核心として掲げている。5年間に「一带一路」の専門協力分野も多元化しており、情報通信関連の「デジタルシルクロード」の構築、製品標準化における協力の推進、税関協力ネットワークの構築、知的財産権、エネルギー、農業分野における国際協力、国際商事仲裁・裁判体制の改善などが着実に進んでいる。インフラ建設だけでなく、第三国市場協力を中心としたグローバル企業による積極的なビジネス展開も多く見られており、「一带一路」は「構想」から「現実」へと着実に進んでいる。

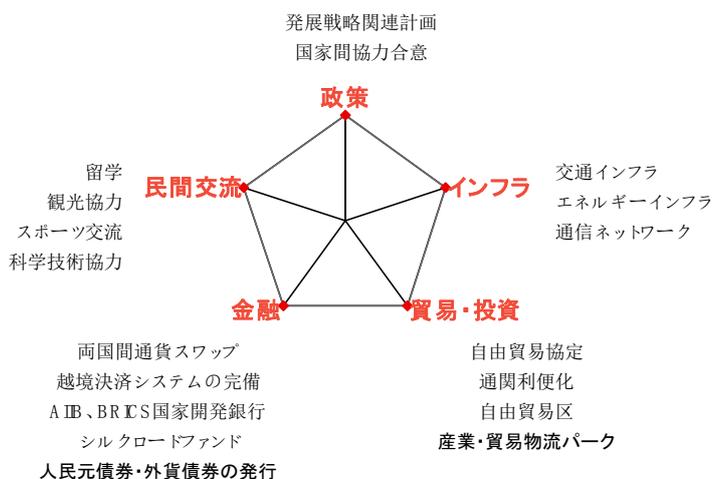
第2回「一带一路」サミットで発表された『「一带一路」構想の建設、進展、貢献と展望2019』では、「五通」と産業協力を中心に、「一带一路」の進展について詳しく紹介した。本稿では、このレポートを参考に、ビジネスの実例も織り混ぜて、インフラ、貿易、金融、産業協力の4つの重点分野における実態・成果といった2つの角度から「一带一路」構想を具体的に分析する。

【図表3】「一带一路」構想の歩み

2013年9月	習近平主席がカザフスタン訪問にて初めてシルクロード経済帯の構築を提言
2013年10月	習近平主席がインドネシアで開催中のAPEC会議にて「21世紀海上シルクロード」を提言
2014年11月	中国政府が北京で開催中のAPEC会議にて「一带一路」構想を正式公開
2014年12月	中央経済会議で、「一带一路」は発展の三大戦略の1つとして位置づけられる
2015年3月	「シルクロード経済帯と21世紀海上シルクロードの共同構築を推進する青写真と行動プラン」以下、「一带一路」計画というを公開
2015年6月	アジアインフラ投資銀行(AIB)が設立
2017年5月	第1回「一带一路」国際協力サミットが北京で開催、29か国の首脳が出席。140か国と80以上の国際組織から1,600人以上の代表者が参加。会議では5分野で279項の具体成果を披露
2019年4月	第2回「一带一路」国際協力サミットが北京で開催され、40か国の首脳が出席。150か国、92以上の国際組織から6,000人以上の代表者が出席。会議では、6分野で283項の具体成果を披露

(出所) 公開資料より MUFG バンク (中国) 中国調査室作成

【図表4】「一带一路」構想における5つの協力分野



(出所) 「シルクロード経済帯と21世紀海上シルクロードの共同構築を推進する青写真と行動プラン」より MUFG バンク (中国) 中国調査室作成

1. 6つの経済回廊とインフラ建設の進展

6大経済回廊のインフラ建設の成果

「一带一路」計画では、東アジア経済圏と欧州経済圏を結ぶために、シルクロード経済帯と21世紀海上シルクロードをさらに具体化させ、中国の東北地域、西北地域、西南地域、東南地域をベースに、ユーラシア大陸を貫通して中国-モンゴル-ロシア、新ユーラシアランドブリッジ経済回廊、中国-中央アジア-西アジア、中国-パキスタン、バングラデシュ-中国-インド-ミャンマー、中国-インドシナ半島といった6つの経済回廊を考案した。これらの経済帯は国際鉄道・国際道路・港湾などの国家間交通インフラを基礎とし、中心都市を中枢とし、重点経済産業パークを協力プラットフォームとしている。現在では、経済回廊の建設はまだ初期段階にあり、過去5年間

の成果はインフラ建設に集中している (図表5)。

【図表5】「一帯一路」六大経済回廊におけるインフラ建設の進捗状況

中国関連地域	経済回廊	内容	インフラ建設の進捗状況 (2019年4月までに)
東北地域	中国—モンゴル—ロシア経済回廊	華北ルート(北京・天津・河北—フホート・モンゴル—ロシア)、東北ルート(大連—瀋陽—長春—ハルビン—満州里—チタ)といふ2つの経路に分けられている。	2018年、中国、モンゴル、ロシアは中国—モンゴル—ロシア経済回廊建設に関するMOUに調印。中国—ロシア鉄道橋の中国側工事は2018年10月に完成。黒河—ブラゴヴェシチェンスク鉄道橋の建設が順調に進行中。中ロ企業連合体はモスクワ—カザン高速鉄道の初期設計を基本的完成。中国、モンゴル、ロシア3国提携の「アジア道路ネットワークにおける道路運輸による政府間協定」が正式に発効。中国—モンゴル—ロシア越境陸上ファイバシステムが完成。
西北地域	新ユーラシアランドブリッジ経済回廊	江蘇連雲港—山東日照—オランダロッテルダム国際鉄道幹線、蘭州—連雲港、蘭州—新疆国内鉄道	中央相互連通プラットフォームと欧州投資計画枠組みのもとで、関連各国の協力活動が順調。ハンガリー—セルビア鉄道のセルビア境内ベオグラード—スタラ・パドヴァ区間が着工。中国西部—西欧国際道路(中国西部—カザフスタン—ロシア—西欧)が基本的完成。
	中国—中央アジア—西アジア経済回廊	新疆からペルシア湾、地中海沿岸、アラビア半島までの経路となっている。関連国家は中アジア五カ国、イラン、トルコなどがある。	中国はカザフスタン、ウズベキスタン、トルコなどの国と二国間国際道路運輸協定、及び中国—パキスタン—カザフスタン—キルギス、中国—カザフスタン—ロシア、中国—キルギス—ウクライナなどの多国間国際道路運輸協定 或いは協定が相次いで調印。サウジアラビアの「2030年ビジョン」と産業協力を図り、総額280億米ドル以上の協議を達成。道路、インフラ施設、エネルギーなどの分野でイランとの協力を強化。
	中国—パキスタン経済回廊	新疆カシュガルからパキスタンのグワーダル港まで全長3,000kmで、北に「シルクロード」経済帯、南に「21世紀海上シルクロード」にそれぞれ繋がっており、「一帯」と「一路」を接続させる肝心の経路となっている。道路、鉄道、石油・天然ガス、光ケーブルが備わっている貿易回廊である。	エネルギー、交通インフラ、産業パーク、グワーダル港を重点とする協力枠組みを確定。中国—パキスタン経済回廊連合協力委員会は定期的な会合体制を構築。グワーダル港の臨港道路、ベンジャール—カラチ高速道路、カラコルム—ハイウェイ改造工事、ラホール軌道交通、カシム港発電所などの重点プロジェクトが着工、一部はすでに使用されている。中国—パキスタン経済回廊は第三国協力活動を開始、多国が参入意向を示した。
西南地域	バングラデシュ—中国—インド—ミャンマー経済回廊	関連国家・地域: 中国国内は雲南、珠江デルタ経済圏、海外はバングラデシュ、インド、ミャンマー	中国とミャンマーは中国—ミャンマー経済回廊の建設に関するMOU、ムセマンダレー鉄道プロジェクトのフィジビリティスタディ文書、チャブヒ経済特区深海港の建設に関する枠組み協定に調印。
東南地域	中国—インドシナ半島経済回廊	関連国家・地域: 珠江デルタ経済圏、インドシナ半島国家	昆明—バンコク道路が完成され、中国—ラオス鉄道と中国—タイ鉄道などのプロジェクトは着実に推進。中国—ラオス経済回廊建設が開始。タイの「東部経済回廊」と「一帯一路」構想との協働が加速。

(出所) 『「一帯一路」構想の建設、進展、貢献と展望 2019』より MUFG バンク (中国) 中国調査室作成

一般インフラ建設の成果

◆鉄道

中国—ラオス鉄道、中国—タイ鉄道、ハンガリー—セルビア鉄道、ジャカルター—バンドン高速鉄道などのプロジェクトを重点とする鉄道網建設に大きな進展を遂げた。アジア横断鉄道の東部線路、パキスタン1号鉄道幹線改造、中国—キルギス—ウクライナ鉄道といったプロジェクトはフィジビリティ・スタディを進めている。中国—ネパールクロスボーダー鉄道はフィジビリティ・スタディが完了した。中欧班列は多国協力型の運営体制を形成し、中国、ベラルーシ、ドイツ、カザフスタン、モンゴル、ポーランドとロシアの鉄道会社は「中欧班列協力の深化に関する協議」に署名した。2018年末まで、中欧班列はユーラシア大陸の16か国における108都市をカバーし、発車数は累計で13,000便に達した。

◆道路

中国—モンゴル—ロシア、中国—キルギス—ウクライナ、中国—ロシア(大連—新シベリア)、中国—ベトナムの間の国際道路直行運輸の試行運転に成功した。2018年2月、中国—キルギス—ウクライナ国際道路は定期運行を開始した。中国—ベトナム北倫橋道路第二橋は竣工して車両運行を開始した。中国は「国際道路運営公約」(TIR公約)に正式参入した。

◆港湾

パキスタングワーダル港は定期的港運サービスを開始し、30社以上の企業が参入した。スリランカハンバントタ港経済特区の産業パーク化、計画制定といった準備活動を完了した。ギリシアピレアス港は重要な積み替え港の建設を完成した。2018年12月、中国遠洋海運集団(COSCO)傘下の中遠海運港口有限公司がアラブ首長国連邦(UAE)のアブダビ港務局と合弁で経営するハリファ港の第2期コンテナ埠頭が開港した。中国は沿線47か国と38件の両国間或いは地域の海運協定に署名した。

◆航空

中国は5年間で、「一带一路」沿線国家の間で航空路線 1,239 路線を新規開設し、新規国際航空路線の 69.1%を占めた。

◆エネルギーインフラ

中国は「一带一路」沿線国家と協力枠組み協定と MOU に調印し、電力ガス、原発、新エネルギー、石炭などの分野において幅広く協力活動を促進している。中国・ロシア原油パイプ、中国—中アジア天然ガスパイプの運営は安定しており、中国・ロシア天然ガスパイプの東部線路は 2019年12月に局部運営を開始し、2024年に全線稼働を実現する予定である。中国・ミャンマー石油天然ガスパイプが全線稼働を実現した。

◆情報インフラ

中国・ミャンマー、中国・パキスタン、中国・キルギス、中国・ロシアのクロスボーダー光ファイバー情報通信網の建設に大きな前進を遂げた。中国は国際電気通信連合 (ITU) と『「一带一路」枠組みにおける電信・情報ネットワーク分野の協力の強化に関する意向書』に署名した。キルギス、アフガニスタン、タジキスタンと光ファイバー協力合意に達し、シルクロード光ファイバープロジェクトを実質的に稼働させた。

II. 「一带一路」沿線各国における貿易・投資

中国と「一带一路」沿線国家の貿易

「一带一路」沿線国家の貿易の実態について、中国国家情報センターの『「一带一路」貿易協力ビッグデータ報告 (2018)』(2018年5月発表)に基づいてその概況を紹介する。この調査では、2018年3月時点で、「一带一路」のホームページで公開された 71 か国を統計対象としており、2017年を統計期間としている。2017年、「一带一路」71か国の GDP は合計で 14 兆 5,000 億米ドルに達し、世界 GDP 全体の 18.4%を占めた。71か国の総人口は 34 億 4,000 万人で、世界総人口の 47.6%を占めた。対外貿易総額は 9 兆 3,000 億米ドルで、世界全体の 27.8%を占めた。

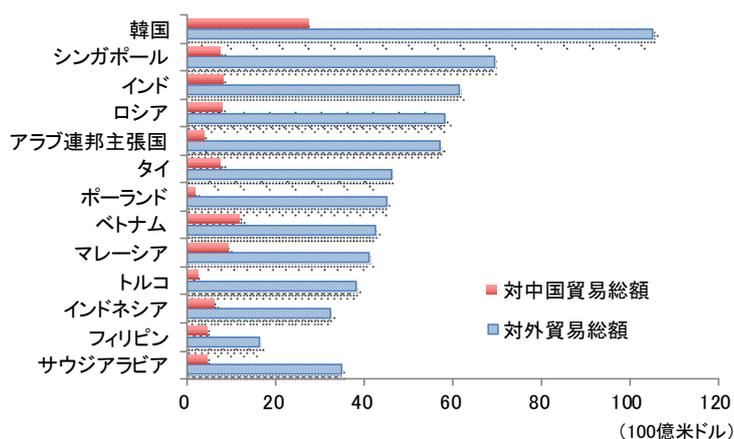
対外貿易額の規模を見ると、韓国、シンガポール、インドの貿易額は 71 か国の中でのトップ 3 となっている。対外貿易額トップ 10 の国の中で、中国は韓国、シンガポール、ロシア、タイの最大輸出先国であり、マレーシアの第 2 の輸出先国で、インドの第 3 の輸出先国となっている。同時に、中国は韓国、シンガポール、ロシア、タイ、トルコの最大輸入元国である。中国との貿易規模の増加幅が高かった国にはカタール、モンテネグロ、モンゴル、カザフスタンがある。広域分類では、アジア・太平洋諸国向けの貿易額が「一带一路」沿線国家全体向けの貿易額の 56.8%を占めている (図表 8)。

【図表 6】「一带一路」沿線国家の概況と位置づけ

国家分類	対外貿易額	GDP	人口
「一带一路」国家	28%	18%	48%
中国	12%	16%	19%
他の国家	60%	66%	33%

(出所) 『「一带一路」貿易協力ビッグデータ報告 (2018)』より MUFG バンク (中国) 中国調査室作成

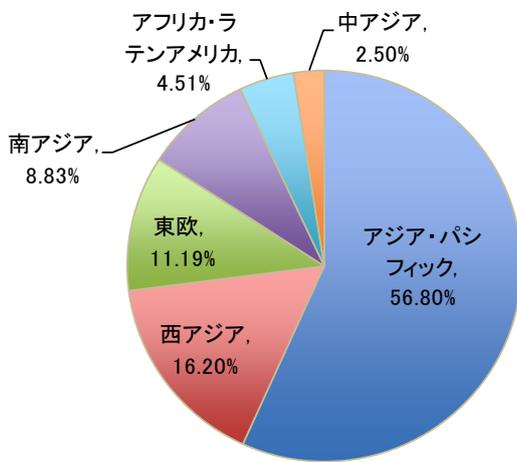
【図表 7】「一带一路」沿線国家と中国の貿易規模



(出所) 『「一带一路」貿易協力ビッグデータ報告 (2018)』より MUFG バンク (中国) 中国調査室作成

具体的な商品種類を見ると、輸出と輸入の上位商品は電気機器製品、鉱物品、化学製品に集中している。特に、輸入商品に集中しており、輸入品のトップ5の商品は全体の40.6%を占めている。

【図表8】「一带一路」沿線国家と中国の貿易構造（地域別）



(出所)『「一带一路」貿易協力ビッグデータ報告(2018)』より MUFG バンク (中国) 中国調査室作成

【図表9】「一带一路」沿線国家と中国の貿易構造（商品別）

商品類別輸出額トップ5	貿易額 (億米ドル)	割合
電話機	649.90	0.08
コンピューター	248.50	0.03
集積回路	226.30	0.03
石油及び鉱物油	158.00	0.02
光学設備	115.00	0.02

商品類別輸入額トップ5	貿易額 (億米ドル)	割合
集積回路	1139.8	17.11%
石油及び鉱物油	1019.4	15.31%
天然ガス及びその他の燃料ガス	214.9	3.23%
電話機	193.1	2.90%
環状炭化水素	139.9	2.10%

(出所)『「一带一路」貿易協力ビッグデータ報告(2018)』より MUFG バンク (中国) 中国調査室作成

中国国内では、東北地域の対「一带一路」国家貿易総額の伸び率が最も速く、2016年より22%増加した。西部地域の対「一带一路」国家貿易総額は西部地域の貿易総額全体に占める割合が最も高く、48.1%に達しており、「一带一路」国家は西部地域の主要な貿易先であることが分かる。また、東部地域の対「一带一路」国家貿易総額が中国の対「一带一路」国家貿易総額に占める割合は最も高く、79.8%に達した。省別で2017年の対「一带一路」国家貿易総額の増加率のトップ5は新疆(+91.9%)、河北(+63.3%)、四川(+60.9%)、山東(+35.4%)、内モンゴル(+34.7%)となった。

中国の「一带一路」構想の貿易・投資分野における成果

中国は貿易と投資の自由化・利便化の促進に注力している。2017年5月の第1回「一带一路」国際協力サミットの開催以来、中国は「一带一路」沿線国家と100件以上の協議書に調印し、50種類以上の農産物の食品検疫輸入を実現した。中国とカザフスタン、キルギス、タジキスタンとの農産物快速通関経路の建設が推進され、農産物の通関時間が90%短縮された。また、中国は外資参入基準の緩和、国際的なビジネス環境の構築、12か所の自由貿易試験区の設立などの措置を通じて外資誘致を図る。中国の平均関税水準は2000年の15.3%から足元で7.5%まで低下した。中国は東南アジア諸国連合、シンガポール、パキスタン、ジョージアなどの国家・地域と自由貿易協定に署名（あるいは既存協定をさらに強化）し、ユーラシア経済連合と経済貿易協力協定に署名した。

中国と「一带一路」沿線国家との貿易規模は持続的に拡大している。2013年から2018年まで、中国と沿線国家との輸出入総額は6兆米ドルを超え、年平均伸び率は中国の対外貿易の平均水準を上回っており、中国貨物貿易総額に占める割合は27.4%に達している。2017年に、中国と「一带一路」沿線国家との輸出入総額は前年比18.4%増加の978億米ドルであったが、2018年の輸出入総額は1兆3,000億米ドルまで拡大した。世界銀行の研究によると、「一带一路」構想により、参加国の貿易額は4.1%増加するとのシミュレーション結果を出している。

越境EC経由の貿易取引規模が拡大しつつある。2018年、中国税関の越境ECプラットフォーム経由の輸出入商品総額は203億米ドルに達し、そのうち、輸出は85億米ドル、輸入は119億米ドルとなっている。「シルクロードEC」というキャンペーンの下、中国と17か国と両国間電子商協力体

制を構築し、BRICs といった多角体制においても電子商関連の協力関係を結んだ。

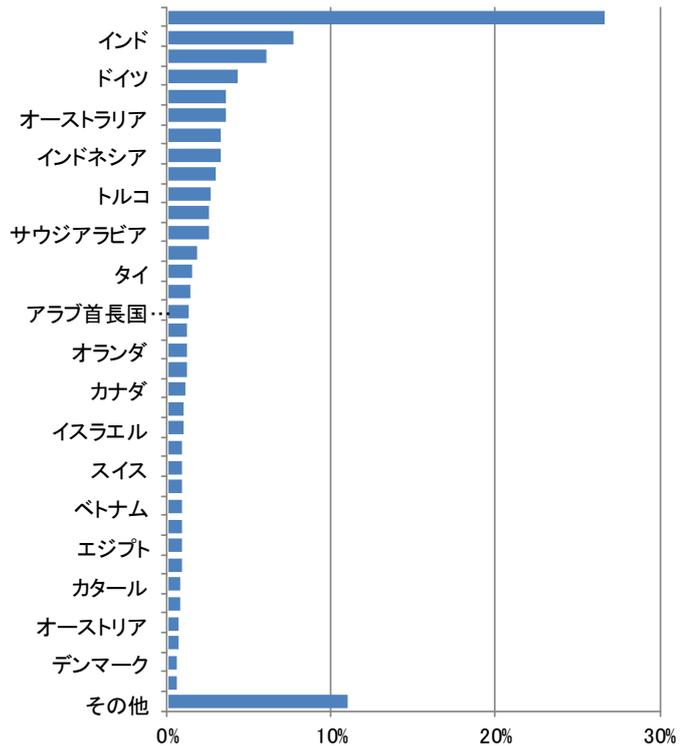
2013~2018年の間、中国企業の「一帯一路」沿線国家に対する直接投資金額は900億米ドルを超え、請負業務収入は4,000億米ドル以上となった。2018年、中国の「一帯一路」沿線国家に対する非金融直接投資は前年同期比8.9%増加の156億米ドルとなっており、同期間の対外直接投資に占める割合は13.0%だった。同年の「一帯一路」沿線国家に対する請負業務収入は893億米ドルで、対外請負業務収入の53.0%を占めた。

III. AIIB 規模の拡大と「一帯一路」の金融

AIIB の規模拡大

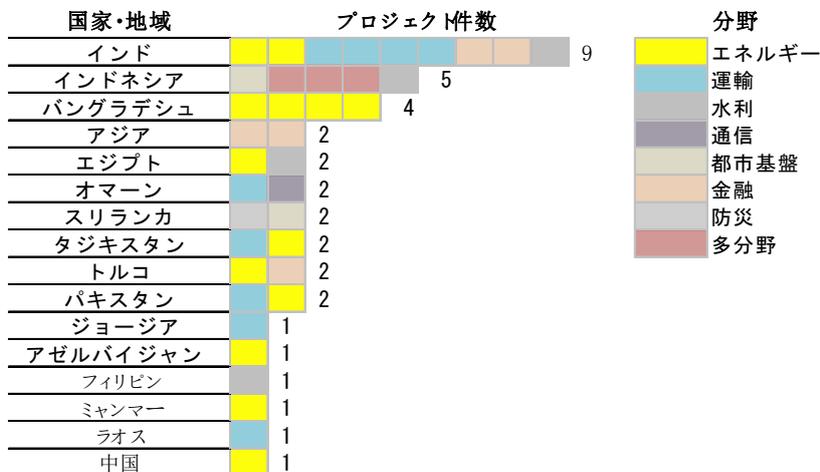
アジアインフラ投資銀行(AIIB)は「一帯一路」を支援する重要な金融機関である。AIIBの資本金は1,000億米ドルであり、その半分(500億米ドル)は中国が出資した。2015年4月、AIIB創設メンバーの57か国が確定し、同年の6月にメンバー国がAIIB協定に調印した。業務内容は貸出、プロジェクトファイナンス、PE投資、保証、特別基金、技術援助などと幅広いものとなっている。2018年末まで、AIIBのメンバー国は当初の57か国・地域から70か国・地域にまで拡大した。AIIBによる貸出総額は75億米ドルに達し、他の投資機関からの投資額は400億米ドルに上った。2019年5月時点で、AIIBの融資プロジェクトは38件に達した。中でも、インドでのプロジェクト件数が最も多い。分野別では、エネルギー関連のプロジェクト数が13件と全体の3分の1近く占めた。

【図表 10】 AIIB 加盟国 (議決権比率順)



(出所) AIIB ホームページの公開情報をもとに MUFG バンク (中国) 中国調査室作成

【図表 11】 AIIB の投資プロジェクトの概況 (許可済み)



(出所) AIIB ホームページの公開情報をもとに MUFG バンク (中国) 中国調査室作成

金融分野における「一帯一路」建設の成果

「一帯一路」沿線国のインフラ建設と産業協力において資金需要の拡大が続いている。各国のソブリン・ウェルス・ファンドなどが主要参加者となっている。例えば、2018年7月、シルクロード基金と欧州投資基金の共同出資による中欧共同投資基金は正式運営を開始し、投資規模は5億ユーロに達した。中国財政部とアルゼンチン、ロシア、インドネシア、英国、シンガポールといった27か国の財政部は『「一帯一路」融資指導原則』で合意を得ており、この原則に基づき、合意各国は関連国家・地域の实体经济の発展に有利なインフラ建設プロジェクト、貿易投資などの分野に対する融資活動を奨励することになる。

中国人民銀行は世界銀行グループ傘下の国際金融公社（IFC）、米州開発銀行（IDB）、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行などの他国開発機関と協調融資体制を構築し、2018年末までに、70か国において100件以上のプロジェクトへの融資を支援した。中国－中東欧銀行連合体（2017年11月設立）、中国－アラブ国家銀行連合体（2018年7月設立）、中国－アフリカ金融協力銀行連合体（2018年9月設立）により、中国は欧州、アラブ国家、アフリカ地区との多国金融協力体制を構築した。

2018年末には、中国輸出信用保険会社の「一帯一路」沿線国家に対する輸出・投資は6,000億米ドルを超えた。ドイツ商業銀行は中国工商銀行とMOUに署名し、「一帯一路」枠組みでの銀行共同体制に正式参入した初めてのドイツ系銀行となった。

中国金融市場の開放も「一帯一路」の資金調達ルートへの拡大に寄与している。2018年末までにパンド債の発行規模は約2,000億人民元に達した。中国輸出入銀行は国際市場で20億人民元の「債券通」グリーン金融債を発行し、新開発銀行（NDB）も30億人民元のグリーン金融債を発行した。2015年、上海証券取引所、ドイツ取引所グループ、中国金融先物取引所は共同出資で中欧国際取引所を設立した。上海証券取引所とカザフスタンアスタナ国際金融センター管理局はアスタナ国際取引所の共同建設に関する協議書に署名した。

現在、中資銀行11行が「一帯一路」沿線の28か国で76か所のハブ支店を設立している。一方、「一帯一路」沿線22か国の銀行50行は中国で7つの法人銀行、19社の外資銀行支店及び34か所の駐在員事務所を設立している。2行の中資証券会社はシンガポール、ラオスで合弁会社を設立している。中国は20か国以上の国家と両国通貨スワップ協定を締結し、「一帯一路」沿線の7か国と人民元クリアリングシステムを構築し、「一帯一路」沿線の35か国の金融監督管理当局と協力文書に署名した。人民元クロスボーダー決済システム（CIPS）の業務範囲はすでに40か国の沿線国家をカバーしている。

IV. 産業協力和第三国市場協力の展開

「五通」のほかに、産業国際協力は「一帯一路」構想が強調してきた重点分野である。2015年6月、中国がフランス政府と「中国・フランスの第三国市場協力に関する共同声明」を発表したことを機に、「第三国市場協力」という国際協力モデルが急速に発展してきた。中国の生産能力、先進国の高度な技術力、「一帯一路」沿線国家を中心とした発展途上国のニーズを効果的にマッチングさせ、国際協力効果の最大化を目指すことが「第三国市場協力」の目標とされている。「一帯一路」沿線地域のインフラ施設の整備に伴い、交通インフラ・エネルギーインフラ・通信インフラが第三国市場協力の推進、企業のクロスボーダー業務展開に対して利便性の高い環境を提供するようになっている。

第1回「一帯一路」国際協力サミットでは5つの分野で279項目の具体的な成果を上げ、第2回会議の開催までに、第1回会議の成果はすべて実施に移されたと「一帯一路」建設行動弁公室の責任者が表明した。第2回「一帯一路」国際協力サミットでは、6つの分野で283項目の具体的な成果を実現し、第1回会議と比べて、国家間協力が深化しつつある。中でも、「第三国市場協力」に関連する条項が多数含まれている。たとえば、中国国家発展改革委員会とオーストリアデジタル化・

経済事務部、スイス財政部、経済教育と科学研究部と第三国市場協力の MOU に調印し、シンガポール貿易・工業部と第三国市場協力実施枠組みの強化に関する MOU に調印した。中国人民銀行は欧州復興開発銀行と第三国市場投融資協力 MOU に調印した。中国国家発展改革委員会とフランス財政部は中仏第三国市場協力模範リスト（第三回）に署名した。

現在、中国はフランス、韓国、ドイツ、英国、カナダ、シンガポール、ベルギー、ポルトガルなど 10 か国以上の先進国と第三国市場協力で合意を得ている。2018 年 5 月、中国と日本は「中日の第三国市場協力に関する覚書」に調印した。同年 10 月、第 1 回日中第三国市場協力フォーラムが北京で開催され、日中両国の企業はインフラ、金融、物流、情報技術などの 52 件の協力合意に至った。今後、第三国市場協力というモデルによって、インフラ、エネルギー、環境保護、金融など様々な産業分野における国家間・企業間の国際協力が期待される。

中国経済は 2012 年から新常态に入り、経済発展モデルの転換という重要な課題に直面している。その中で、一連の景気対策において、「一帯一路」構想は国際的影響が大きく、世界全体を視野に入れて考案された打開策と見られる。近年では、国際情勢が複雑化する中、「一帯一路」建設の喫緊性がさらに高まり、推進の難易度も上昇している。2018 年以来中米貿易摩擦が長期化の様相を見せており、国際貿易の枠組みとサプライチェーンが再構築されると見られている。斯かる状況下、中国は 2018 年 12 月の中央経済工作会議で、対外開放に関する項目の中で、「輸出市場の多元化」「『一帯一路』における国際協力を推進」という目標を掲げている。2018 年の貿易統計では、米国向け輸出は中国輸出全体の 19.2% を占めており、米国は依然として中国の最大の輸出市場であった。米国以外の輸出先（たとえば「一帯一路」沿線国家）を開拓するという意味で、輸出市場の多元化、「一帯一路」の推進は中米貿易摩擦の対応策の一つとしても考えられる。

(執筆者連絡先)

MUFG バンク (中国) 有限公司 中国投資銀行部

中国調査室 于 瑛琪

E-mail : yu_yingqi_002@cn.mufg.jp

TEL : +86-(10)-6590-8888 (内線 231)



中国経済の現状と見通し

三菱UFJ銀行
経済調査室
調査役 萩原 陽子

本レポートは、三菱UFJ銀行経済調査室作成の「アジア・豪州経済の見通し」の一部を編集・転載したものです。「アジア・豪州経済の見通し」はNIEs、ASEAN、インドについても記載しております。また、日本、米国、欧州、原油に関しても見通しを作成しており、下記アドレスよりご参照頂けます。

<https://www.bk.mufg.jp/report/ecolook2019/index.htm>

中国の2019年1-3月期の実質GDP成長率は前年比+6.4%と前期と同水準になった(図表1)。昨年、前半が同+6%台後半の成長率だったのに対し、後半は同+6%半ばまでに減速したが、今年に入ってもそのペースを維持した格好となったわけで、政府のデレバレッジ(過剰債務の削減)から景気安定への方針転換に基づく内需挺入れ策の効果が、対米輸出品に対する追加関税の悪影響を相殺したとみられる。

先行きを展望するに当たり、まず最大のキーポイントとなる米中摩擦の動きをみていく。本年5月に入り米トランプ政権は対中関税引き上げを再開し、一部にみられた米中協議妥結への期待を吹き飛ばした。米国は10日から年間2,000億ドル相当の対中輸入品について関税率を引き上げたのみならず(10→25%、但し、足元技術的な理由から短期間延期の動きがみられる)、13日には残る3,000億ドル相当の対中輸入品へ課税する方針を打ち出した。これに対抗して、中国も年間600億ドル相当の対米輸入品に対してさらに税率を引き上げる措置を表明している(6月1日実施)。

ここで、昨年7-9月にかけて導入された米国の対中関税(いわゆる第1~3弾、合計2,500億ドル)の足元までの影響を考察する。まず、仮に全ての対米輸出品に25%の追加関税が賦課され、その半分が米国内の需要者に価格転嫁される(残りは中国の輸出業者が価格引き下げにより負担)という前提を置いた場合、過去の対米輸出動向の価格弾力性から推計して、年間で▲33%ポイントの対米輸出押し下げ効果が出ると試算される。したがって、4月までの発動分に基づく追加関税率実績は平均約6%にとどまることを勘案すると、足元の影響は▲8%ポイント程度という計算になる。実際のデータでは、駆け込み等の攪乱要因が一巡した年初以降対米輸出の落ち込みは本格化しており、1-4月では「前年比」でみて▲10.1%と大幅な減少を記録している。これが「前年比」ではなく、「関税なかりせばの場合」に比べてどの程度下振れした数字なのかは推計が難しいものの、過去5年平均で対米輸出と近い伸び率を示してきたことからベンチマークになると考えられるEU向け輸出(1-4月で前年比+7.7%)と比較すると、▲18%ポイントもの乖離が生じているとみることが出来る。これは約6%の平均関税率上昇にしては大きな影響を受けているようにみえるが、昨年来の前倒し輸出の反動が残っている可能性も考慮すると、足元の対米輸出の減少はほぼ想定内といえるだろう(図表2)。しかしながら、米中交渉は完全に決裂したわけではないものの、早ければ本年後半には対米輸出品は全て課税対象となることから、その輸出押し下げ効果を実質GDP対比で換算して▲1%ポイント程度の下押し圧力(当室試算)となるシナリオは現実味を増しているといえよう。

もっとも、それがそのまま実質 GDP 成長率に反映されるわけではない。中国政府は米国との交渉を進めながらも、3月の全人代では本年の経済運営方針の筆頭に「安定成長の維持」を掲げ、米中摩擦によるマイナスインパクトをカバーし得る規模の景気対策を盛り込んでいるからである。財政面では、①企業の税・社会保障負担の軽減（2兆元、前年の減税規模に比べ7,000億元増）、並びに、②インフラ投資の下支えのための地方債発行増（前年の発行額に比べ8,000億元増）を明示（図表3）、一方、金融面では、主要目標に初めて「GDP比でみた債務残高の安定」を採用して、債務の再拡大に歯止めをかけつつも、中小民間企業に広がる「資金難・調達コスト高」問題の緩和を志向し、③5大国有銀行に対して中小企業向け貸出残高を前年比+30%以上拡大するという指示を明記している。全人代の決定を踏まえ、財政（付加価値税率、社会保険料率の引き下げ、行政費用削減）、金融（農村商業銀行の預金準備率引き下げ）両面で政策の具体化や実施が迅速に進められているところである。

こうした政策下、成長を底支える役割を担うインフラ投資は堅調持続が見込まれよう。インフラ投資は景気重視への政策シフトに伴い昨年10月から前年比拡大基調に復しているが、今後も地方債発行の大幅増により支えられよう。一方、製造業投資は民間企業向け融資拡大策の効果に左右されそうである。製造業投資には昨年末から陰りが出ており、その背景として輸出低迷や先行き不安に加え、従前のデレバレッジ政策の影響による民間企業の資金難が指摘されている。当局は2017年から現在に至るまで民間中小企業向け融資拡大に向けた施策を拡充してきたが、これまでのところ、その効果が十分発現していないとの評価が大勢を占めており、有効策の追求が急務となつてこよう。

不動産投資については大半を占める住宅投資に支えられ、底堅い推移が予想される。住宅投資は金融緩和や購入規制緩和の広がりなどから、本年に入り前年比+10%台後半という高水準にまで加速しているが、中央政府は過熱気味の市況を警戒し、既に10都市の地方政府にその抑制を指示していることから、一旦は減速が避け難い状況にある。ただし、中央政府としては対米摩擦による外需悪化が進行する足元の環境では住宅市況の不安定化に伴う内需不振も看過できず、その回避に向け機動的に対策を打つと思われる。

個人消費については、2017年末までの減税による自動車販売促進の反動の長期化もあり、減速基調が続いているものの、当局による一段の消費・雇用振興策による底支えが見込まれる。全人代では、対米摩擦を踏まえ、輸出市場への依存度を引き上げる上で国内市場振興策のプライオリティが格段に高まっており、4月には自動車・家電の消費促進策の意見募集に着手、また、職業訓練強化による雇用振興策も提案している。

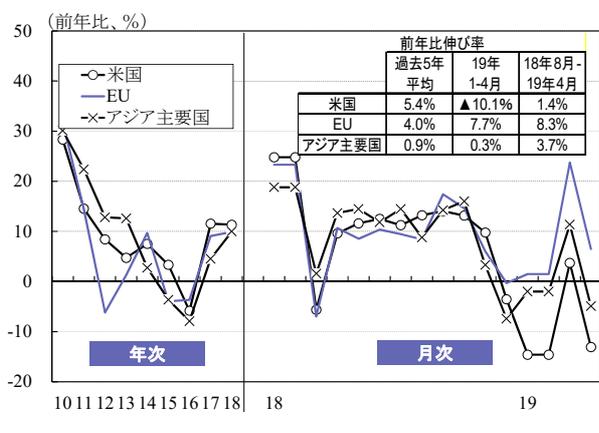
米中間の制裁関税の応酬が激化してきたことから、中国经济へのダメージは一段と大きくなる公算が高まっているが、当面、中国政府には金融・財政等多方面から景気対策を展開し、大幅な成長減速を回避する余力はあるとみられる。もっとも、債務増による「チャイナリスク」の肥大化に加え、米政府が中国通信大手に対する部品・サービス等の供給禁止に動くなど制裁は一段と激しさを増しており、企業のサプライチェーン変更等に伴うマイナスインパクトが膨らむ可能性については注視を要する。

図表1：アジア・豪州経済の見通し

	2017年		2018年				2019年	2018年	2019年	2020年
	7-9月期	10-12月期	1-3月期	4-6月期	7-9月期	10-12月期	1-3月期	(実績)	(見通し)	(見通し)
アジア11カ国・地域	6.2	6.1	6.3	6.2	5.8	5.7	5.4	6.0	5.6	5.5
中国	6.7	6.7	6.8	6.7	6.5	6.4	6.4	6.6	6.2	6.0
インド(年度ベース)	6.8	7.7	7.7	8.0	7.0	6.6	5.8	6.8	7.3	7.4
NIEs	3.9	3.1	3.3	3.2	2.2	2.5	1.5	2.8	2.0	2.2
韓国	3.8	2.8	2.8	2.8	2.0	3.1	1.8	2.7	2.0	2.2
台湾	3.4	3.5	3.2	3.3	2.4	1.8	1.7	2.7	1.9	2.0
香港	3.6	3.4	4.6	3.5	2.9	1.2	0.5	3.0	2.2	2.3
シンガポール	5.5	3.6	4.7	4.2	2.4	1.9	1.2	3.1	2.2	2.3
ASEAN5	5.6	5.4	5.5	5.3	5.0	5.1	4.8	5.2	4.8	4.9
インドネシア	5.1	5.2	5.1	5.3	5.2	5.2	5.1	5.2	5.1	5.1
タイ	4.5	3.9	5.0	4.7	3.2	3.6	2.8	4.1	3.1	3.2
マレーシア	6.1	5.7	5.3	4.5	4.4	4.7	4.5	4.7	4.4	4.5
フィリピン	7.2	6.5	6.6	6.2	6.0	6.3	5.6	6.2	5.9	5.9
ベトナム	7.5	7.7	7.5	6.7	6.9	7.1	6.8	7.1	6.5	6.2
豪州	2.8	2.4	3.1	3.1	2.7	2.3	n.a	2.8	2.4	2.6

(注) インドの年度は4月～翌年3月。
 (資料) 各国統計より三菱UFJ銀行経済調査室作成

図表2：中国の地域別輸出の推移



(注) 『アジア主要地域』は日本、香港、台湾、韓国、ASEAN、インド。
 (資料) 中国海関統計より三菱UFJ銀行経済調査室作成

図表3：全人代を踏まえた景気対策

		GDP押し上げ効果
企業向け税・社会保障負担減	付加価値税率引き下げ(1兆円)	0.4%
	企業の社会保険料率引き下げ(3,000億円)	
	各種行政費用の削減(3,000億円)	
地方債発行増	インフラ投資の下支え	0.9%
中小企業向け金融支援	国有大銀行は中小企業向け貸出残高を前年比+30%以上拡大	n.a.
	国家信用担保基金は中小企業10万社以上に総額2,000億元以上の資金調達を支援。	
	農村商業銀行の預金準備率を引き下げ、同措置に伴う余裕資金2,800億元を全額、中小企業向け貸出に充当。	

(資料) 中国政府資料等より三菱UFJ銀行経済調査室作成

(執筆者連絡先)

三菱UFJ銀行 経済調査室

ホームページ(経済・産業レポートとマーケット情報) : http://www.bk.muftg.jp/rept_mkt/rsrch/index.htm

**税務会計:税関のロイヤルティ課税の最新動向～ロイヤルティ支払後 30 日以内に
税関へ自主納税申告しない場合、延滞金が科されることを明確に**KPMG中国
税務パートナー 陳蔚

近年、中国税関はロイヤルティに関わる輸入貨物への加算課税問題に注目し続けている。2015 年以来、税関総署をはじめに、全国各地の税関は、ロイヤルティ対外送金がある企業に、ロイヤルティ専門査察プロジェクトを実施した。多くの企業は、ロイヤルティに係る輸入税金を税関に追納した。

2018 年初、税関総署は、ロイヤルティの納税申告関連問題について意見募集稿を起草し、各地の税関及び輸出入企業から意見を募集し、修正を重ねてきた。2019 年 1 月 23 日に、2019 年第 20 号公告「税関監督管理方式コードの増設に関する公告」（以下「20 号公告」）を公布し、税関監督管理方式「ロイヤルティ事後納税申告」（コード：9500）を増設した。この新しい申告用コードは貨物の輸入後にロイヤルティを支払い、かつ支払ったロイヤルティが輸入貨物と関連する場合、規定された申告期限までに税関に納税申告を行う際に使用する。

さらに、2019 年 3 月 27 日に、税関総署は 2019 年第 58 号公告「ロイヤルティの納税申告手続き関連問題についての公告」（以下「58 号公告」）を公布し、輸入貨物価格に加算すべきロイヤルティの申告期限、申告方法、滞納金などの事項を明確にした。58 号公告は 2019 年 5 月 1 日に発効した。

ご留意頂きたい 58 号公告の更新内容**1、輸入貨物の通関申告書の「ロイヤルティ確認」欄の記入**

輸入貨物に関わるロイヤルティが存在し、当該ロイヤルティが輸入貨物の実際に支払った価格、支払うべき価格に含まれるか否かにかかわらず、輸入貨物の通関申告書にある「三項目確認」のうちの「ロイヤルティ支払の確認」欄に「Yes」と記入する。

2、課税すべきロイヤルティに対する申告期限及び申告方法

今後、ロイヤルティを毎回支払った後 30 日以内に、ロイヤルティの事後納税用の「通関申告書」及び「課税ロイヤルティ申告表」に記入し、税関に納税申告手続きを行う。「通関申告書」にロイヤルティ事後納税用の専用申告コードを記入し、「課税ロイヤルティ申告表」にロイヤルティに関わる輸入貨物の情報、ロイヤルティ契約の情報、課税すべきロイヤルティの計算方法等の内容を記入する必要がある。

3、滞納金発生のリスク

下記のいずれかの要件に該当する場合、税関は過少徴収或いは徴収漏れの税金額に対し、一日あたり 0.05%の滞納金を科す。

- (1) 企業は課税ロイヤルティが存在するが、「ロイヤルティ支払の確認」欄に記入する際に、「No」と間違えて記入したこと。若しくは
- (2) 「ロイヤルティ支払の確認」欄に「Yes」と正確に記入したが、30 日の申告期限内に納税申告しなかったこと。

筆者の所見

58号公告の公布と実施に伴い、課税すべきロイヤルティの申告方式は今迄税関が主導した事後追徴方式から徐々に企業による自主的開示方式へ変更していくということが言える。58号公告に基づき、ロイヤルティの対外送金を行う企業に、下記の問題にご留意頂きたい。必要に応じて専門家に相談することを推奨する。

1、輸入貨物の通関申告書の「ロイヤルティ支払の確認」欄の記入について

58号公告によると、課税ロイヤルティが存在し、貨物の実際に支払った価格或いは支払うべき価格に含まれるか否かにも関わらず、一律で「ロイヤルティ支払の確認」欄に「Yes」と記入する。間違えて記入した場合、滞納金が発生するリスクがある。

税関に査察されロイヤルティ課税が確認された企業は、ロイヤルティと関連性があると判断した輸入貨物を申告する場合、「ロイヤルティ支払の確認」欄に「Yes」と記入する。ロイヤルティ課税がまだ確認されていない企業は、早めにロイヤルティと輸入貨物の関係を正しく判断し、正確に記入する必要がある。

2、毎回ロイヤルティを支払った後 30 日以内の税関への納税申告について

58号公告において、課税ロイヤルティの申告期限が明示され、規定通りに申告手続きを行わない企業に対し滞納金が科されると明確化された。そのため、申告期限の管理を重視しなければならない。

実際の申告手続きと書類から見ると、ロイヤルティ申告用の「課税ロイヤルティ申告表」は一枚しかないものの、記入する内容は輸入価格の税関評価問題と関わる専門的なものである。よって、企業にとって税関価格評価に関するより高い専門知識が求められている。

また、ロイヤルティと関連する貨物の情報、ロイヤルティ契約の内容、課税ロイヤルティの計算方法の説明等を「課税ロイヤルティ申告表」の附属資料として提出する必要があるため、提出資料が多く、内容が複雑である。申告期限が 30 日しかないため、滞納金が発生しないよう、企業は実際に送金をする前に、できるだけ申告資料を準備し、事前に主管税関と具体的な申告手続きについて確認したほうがよい。今後、課税ロイヤルティに係る税金計算、申告資料作成、税関への申告手続き等の内容を踏まえ、社内の税務会計部門と通関管理部門と連携し、より緊密な共同作業が求められるであろう。

3、滞納金の免除について

58号公告によると、企業は自主的に開示する場合、滞納金が減免される可能性がある。滞納金発生要件に該当する可能性がある企業は、積極的に自主調査を行うべきであり、必要に応じて自主的開示の方法で税関に申告することにより、滞納金による損失を低減させることも考えられる。

(執筆者連絡先)
KPMG 中国
税務パートナー
陳蔚 (Vivian Chen)
中国深圳市南山区科苑南路 2666 号 15F
Tel : +86-755-2547-1198 E-mail : vivian.w.chen@kpmg.com



MUFG中国ビジネス・ネットワーク



MUFGバンク(中国)有限公司

拠 点	住 所	電 話
北 京 支 店	北京市朝陽区東三環北路5号 北京發展大廈2階	86-10-6590-8888
天 津 支 店	天津市南京路75号 天津國際大廈21階	86-22-2311-0088
大 連 支 店	大連市西崗区中山路147号 森茂大廈11階	86-411-8360-6000
無 錫 支 店	無錫市新区長江路16号 無錫軟件園10階	86-510-8521-1818
上 海 支 店	上海市浦東新区陸家嘴環路1233号 匯亞大廈20階	86-21-6888-1666
深 圳 支 店	深圳市福田區中心4路1号嘉里建設廣場 第一座9階・10階	86-755-8256-0808
広 州 支 店	広州市珠江新城華夏路8号 合景國際金融廣場24階	86-20-8550-6688
成 都 支 店	成都市錦江区順城大街8号 中環廣場2座18階	86-28-8671-7666
青 島 支 店	青島市市南区香港中路61号乙 遠洋大廈20階	86-532-8092-9888
武 漢 支 店	湖北省武漢市江岸区中山大道1628号 企業中心5号2008室	86-27-8220-0888
瀋 陽 支 店	遼寧省瀋陽市和平区青年大街286号 華潤大廈20階2002室	86-24-8398-7888
蘇 州 支 店	江蘇省蘇州市蘇州工業園区蘇州大道東289号 廣融大廈15、16階	86-512-3333-3030
福 州 支 店	福建省福州市台江区江濱中大道363号 華班大廈5階01、02、03、10、11、12号	86-591-3810-3777
杭 州 支 店	浙江省杭州市下城区延安路385号 杭州嘉里中心2幢10階1002、1003、1004号	86-571-8792-8080

三菱UFJ銀行

香 港 支 店	9F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
九 龍 支 店	15F Peninsula Office Tower, 18 Middle Road, Kowloon, Hong Kong	852-2315-4333
台 北 支 店 高 雄 出 張 所	台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓9階 台湾高雄市前鎮区成功二路88号4階	886-2-2514-0598 886-7-332-1881

【本邦におけるご照会先】

国際業務部

東京：03-6259-6695（代表） 大阪：06-6206-8434（代表） 名古屋：052-211-0544（代表）

発行：三菱UFJ銀行 国際業務部

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 国際情報営業部

2019年6月25日発行

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。